

審　　査　　基　　準

平成 19 年 7 月 25 日作成

法　　令　　名：警備業法

根　　拠　　条　　項：第 42 条第 3 項において準用する第 22 条第 5 項

処　　分　　の　　概　　要：機械警備業務管理者資格者証の書換え

原権者（委任先）：山口県公安委員会

法　　令　　の　　定　　め：

警備業法施行規則第 63 条、第 43 条第 1 項（機械警備業務管理者資格者証の書換えの申請）

審　　査　　基　　準：

標準処理期間：14 日

申　　請　　先：警察署生活安全課（係）

問い合わせ先：山口県警察本部生活安全企画課又は警察署生活安全課（係）

備　　考：